

地域公共交通利便増進実施計画について

■ 地域公共交通利便増進実施計画とは

利用者の利便の増進に資する取組（利便増進事業）

- ・ 地域公共交通ネットワークの再編成
- ・ ダイヤ・運賃等の見直し



地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る

■ 利便増進事業の内容

- ① 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更
- ② 他の種類の旅客運送事業への転換
- ③ 自家用有償旅客運送の導入、
路線若しくは運送の区域の変更
- ④ 運賃又は料金の設定
- ⑤ 運行回数又は運行時刻の設定
- ⑥ 共通乗車船券の発行
- ⑦ ①～⑥と併せて行う事業
 - ・ 乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善
 - ・ 交通結節施設における乗降場の改善
 - ・ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
 - ・ ICカード又は二次元コードの導入等
 - ・ その他地域公共交通の利用を円滑化するための措置

■ 事業スキーム

地方公共団体が関係者と協議し、地域公共交通計画へ
地域公共交通利便増進事業を位置づけ



地方公共団体が、事業実施する事業者の同意を得た上で、
地域公共交通利便増進実施計画を作成



国土交通大臣の認定を受けることで、国庫補助金の補助
上限額引き上げ等、支援策を受けることができる